

第 2 期豊川市子ども・子育て支援事業計画の概要

1 計画策定の背景

人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが安心して過ごせる居場所づくり、子育ての孤立化、子どもの虐待、子どもの貧困などへの対策など、様々な課題への対応が求められています。

こうした状況の中、国では、平成 27 年の「子ども・子育て支援法関連 3 法」の施行以降、「保育士確保プラン」や「日本一億総活躍プラン」による保育士の確保、処遇改善を目指しており、また、平成 29 年の「子育て安心プラン」では令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消、女性の就業率 80%に対応できる受け皿の整備を掲げています。さらに、平成 31 年 2 月の子ども・子育て支援法一部改正に伴い、同年 10 月より、幼児教育・保育の無償化が実施され、子どもや子育て家庭を支援する新しい制度の構築を進めています。こうした制度を構築し、推進する上で、子どもを権利の主体と位置づけながら「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが基本となっています。

本市においても、国の動きや社会の動向を踏まえ、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間とする「第 2 期豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備と子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備に取り組みます。

2 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

(1) 目的及び役割

(内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」(平成 30 年 5 月))

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。
- 一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障します。
- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障します。
- 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給からその確保策を計画します。

3 子ども・子育て支援法に定められた基本指針の改正等の動きについて

(1) 基本指針の改正 (施行／平成30年4月1日)

子育て安心プラン等を踏まえ、4月1日に改正済。

- 添付資料「子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正（平成30年3月30日告示・4月1日施行）」

(2) 基本指針の改正方針

児童福祉法改正の反映等を踏まえ、6月を目途に予定しています。

- 添付資料「基本指針の改正方針案について（平成31年1月28日 子ども・子育て会議資料）」「児童福祉法等の一部を改正する法律の概要（平成28年5月27日成立・6月3日公布）」

(3) 少子化克服戦略会議の提言

少子化対策を検討するため、内閣府特命担当大臣の私的諮問機関として設置された会議の提言では、「国民一人一人が、子供や子育て世帯をやさしいまなざしで包み込み、その温かみを皆が実感できる社会をつくっていくことが次世代への責任とを感じるよう、少子化の克服に向けた国民の意識喚起を図り、更なる少子化対策の強化に向けた継続的な取組の展開を期待する」と結ばれています。

- 添付資料「少子化克服戦略会議提言」

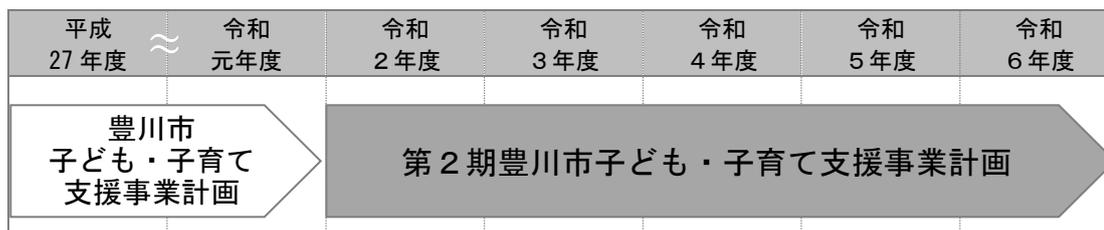
(4) 新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブと放課後子供教室の推進を目指すこととされています。

- 添付資料「新・放課後子ども総合プラン」

4 計画の期間

第2期市町村子ども・子育て支援事業計画は、第1期計画を引き継ぎ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



5 計画の位置づけ

本計画は、国の「子育て安心プラン」「新・放課後子ども総合プラン」等の計画や方針を踏まえ、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

また、第 6 次豊川市総合計画や子ども・子育てに関連する分野の部門別計画の整合・連携を図るとともに、平成 30 年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法により、同法第 107 条において福祉分野の上位計画として位置付けられた第 3 次豊川市地域福祉計画とのさらなる整合・連携を図ります。

